

事務連絡

令和4年10月3日

小中学校の保護者の皆様へ

宜野湾市教育委員会

教育長 仲村 宗男

(公印省略)

学校生活における児童生徒等のマスク着用の指導について（お願い）

平素より学校の感染防止対策へのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ収束の目途は立ちませんが爆発的な感染拡大期は脱した様相があります。

しかしながら各学校におきましては、感染症対策を講じつつも、マスク着用による弊害についても配慮しなければならない状況にあります。

つきましては、教育委員会の方針を下記のとおりといたします。

保護者の皆様におかれましては、記載内容についてご確認いただき、子ども達へのご指導をよろしくお願いいたします。

記

《 登下校中のマスク着用について 》

登下校中はマスクを着用する必要はありません。

※可能な限りマスクを外しましょう。

《 体育の時間はマスク着用について 》

体育の時間はマスクを着用する必要はありません。

※可能な限りマスクを外しましょう。

《 室内での授業中のマスク着用について 》

室内での授業中はマスク着用を推奨します。

※テストや読書、一斉授業等、会話の少ない場面ではマスクを着用する必要はありません。ただし、ペア学習やグループ学習、理科の実験等、近い距離で行う学習内容や積極的に会話するような活動の際にはマスク着用を推奨しますので、いつでもマスクをつけられるよう準備をしましょう。

◎児童生徒の中には「息苦しい」と感じて相談できない、あるいは自分で判断できず危険な状態に陥るケースがあるため、学校では上記ルールにとらわれずに児童生徒の特性やその場の状況に応じて臨機応変に対応する場合があります。

◎感覚過敏や皮膚のトラブル等、マスク着用について問題を抱えている子がいることや、家庭の事情によりマスクを着用する必要のある子がいること等、さまざまなケースが考えられるため、これからの児童生徒のマスク着用については、保護者の判断によることといたします。どちらのケースについてもお互いに理解し合えるよう、ご家庭でのご指導をお願いいたします。

なお、家庭における新型コロナウイルス感染症対策についてはこれまでと変更ありません。別紙1の対応をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

- 1 朝の検温等、健康観察を確実にを行い、発熱、風邪症状など、お子さんが体調に少しでも違和感を感じた場合は登校を控えさせていただきます。
- 2 家族に体調不良者がいる場合は、お子さんの登校をお控えください。
- 3 同居家族に感染の疑いがありPCR検査を受ける場合は、検査結果が出るまでは、お子さんの登校を控え、自宅で感染予防対策の徹底をお願いします。
- 4 ご家族のPCR検査結果が判明した際は、速やかに学校に連絡をお願いします。
(ご家族が「陰性」であった場合には、お子さんはその翌日から登校再開となります。)
- 5 お子さんが「陽性」であった場合には、原則、保健所の指示に従ってください。保健所からの連絡がない場合は以下の対応をお願いします。
 - 有症状の場合 ※入院している場合を除く
 - ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から登校可能
 - 無症状の場合
 - ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に登校可能
 - ・5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に登校可能
- 6 同居家族が陽性となり、お子さんが「濃厚接触者」となった場合は、以下の対応をお願いします。
 - 原則、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は住居内で感染対策を講じた日いずれか遅い方を0日目として5日間のご家庭で様子を見てください（6日目より登校可能）。
 - 最終接触日等から2・3日目の抗原定性検査キットで陰性が確認された場合は3日目より登校可能※いずれも無症状である場合に限りです。
- 7 お子さんが学級や学童、塾や部活動等で陽性者と感染リスクの高い接触があった場合は、登校については学校と相談の上で決定し、可能な限り接触者PCR検査センター等で検査を実施してください。
- 8 児童生徒の学級が閉鎖となった場合であっても、兄弟姉妹は登校可能です。

※1～7について、お子さんは「出席停止」となり、「欠席」の扱いとはなりません。

※上記 内容については9月20日付 宜野湾市教育委員会より発出の事務連絡と変更ありません。